

やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金交付要綱

令和7年（2025年）3月27日 令6政策企画第519号

（趣旨）

第1条 この要綱は、やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、県が指定する奨学金について大学等在籍時に給付及び貸与を受けた者に対し、貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助することにより、本県の将来を担う若者の育成に向け、経済的な理由で修学が困難な学生が自らの「志」に基づいて、学びを追求できる支援を充実するとともに、県内で活躍する人材の確保を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 県が指定する奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が給付する奨学金（以下「給付型奨学金」という。）及び公益財団法人山口県ひとつくり財団が貸与する奨学金（以下「財団奨学金」という。）をいう。
- 二 大学等 大学、短期大学、専修学校専門課程（専門学校）及び高等専門学校（4年生以上）をいう。
- 三 県内居住 山口県内に住民票があり、かつ居住していることをいう。
- 四 県内就業 以下のいずれかに該当することという。
 - イ 企業、団体又は個人事業者（以下「企業等」という。）に、主たる勤務地を山口県内に定めて雇用され、かつ県内事業所又は事務所で就労すること（研修等のため勤務地が一時的に県外となり、その後、同企業等の県内事業所又は事務所に勤務となった場合も含む。）。
 - ロ 山口県内において継続的にテレワーク等で勤務すること。
 - ハ 山口県内において起業すること。
 - ニ 山口県内において個人事業者又は農林漁業者等として就労すること。

（対象者の申請）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）になることを申請する者は、奨学金返還補助制度対象者認定申請書（別記第1号様式）を知事が定める期日までに知事に提出し、対象者の認定を受けなければならない。

- 2 前項の対象者の認定を受けようとする者は、別記第1号様式に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 県内就労を証明できるもの
 - 二 住民票抄本
 - 三 給付型奨学金の給付金額、給付期間を証明できるもの
 - 四 財団奨学金の貸与金額又は返還金額、貸与期間、返還期間（予定を含む。）を証明できる

もの

- 五 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（別記第2号様式）
- 六 大学等の卒業年月を証明できるもの
- 七 その他対象者の認定のため知事が必要と認めたもの

（対象者の要件）

第5条 対象者になることを申請する者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- 一 大学等の正規の修業年限を通じて給付型奨学金の給付を受けていた者
 - 二 大学等の在籍中に財団奨学金の貸与を受けていた者
 - 三 令和5年度以降に大学等へ進学した者
 - 四 大学等（大学院を含む。第7条において同じ。）卒業後半年以内に、定住の意思をもって県内居住及び県内就業した者。ただし、山口県内に本社機能を有する企業等に雇用された場合で、一時的に県外事業所又は事務所で就労する場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の対象者から除くものとする。
- 一 国家公務員又は地方公務員として雇用されている者（会計年度任用職員等を含む。）。ただし、正職員の給料表の適用を受けない非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。
 - 二 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）に正規で雇用されている者。ただし、正職員の給料表の適用を受けない非常勤職員又は臨時的任用職員等を除く。
 - 三 他の奨学金返還支援制度の適用を受けている者
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係している者

（対象者の認定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定により奨学金返還補助制度対象者認定申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認められる場合は、対象者の認定を行い、奨学金返還補助制度対象者認定通知書（別記第3号様式。以下「認定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は前項の規定に基づく審査の結果、申請が不適当と認められる場合は、奨学金返還補助制度対象者不認定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による認定後、申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不適当と認めるときは、対象者の認定を取り消すことができる。
- 4 知事は、前項による措置をとった場合は、その旨を奨学金返還補助制度対象者認定取消通知書（別記第5号様式）により、対象者の認定を受けた者に通知する。

（補助対象期間）

第7条 補助の対象とする期間は、対象者として認定された者が前条第1項の認定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して最大5年間（大学等卒業後、最初の就業時の実績を確認してからとする。）とする。

(補助金額)

第8条 補助金額は、別表に基づき決定する。

(対象者等の届出)

第9条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を届出書（別記第6号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所、電話番号又はメールアドレスに異動が生じたとき。
 - 二 就職先等情報に異動が生じたとき（離職又は廃業したとき、転職したとき等を含む。）。
 - 三 山口県外へ転出するとき（県外事業所・事務所での勤務を命じられたとき、長期研修等により一時的に転出するとき等を含む。）。
 - 四 財団奨学金について、返還猶予を受けたとき。
 - 五 財団奨学金について、返還免除を受けたとき。
 - 六 財団奨学金について、返還計画を変更したとき。
 - 七 認定申請を取り下げるとき。
 - 八 認定を辞退するとき。
 - 九 その他届出の必要があると認められるとき。
- 2 知事は、前項の届出に基づき対象者の情報を更新する。なお、必要な場合は、第6条第1項の例により、届出の内容を反映した認定通知書を届出者に送付するものとする。

(対象者の決定の取消し)

第10条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の決定の取消しの措置を行うことができる。

- 一 県内居住及び県内就業後に離職し、再び県内居住及び県内就業せず3か月を超過したとき。
- 二 財団奨学金について、返還免除を受けたとき又は全額を返還したとき。
- 三 認定を辞退する旨の届出があったとき。
- 四 その他知事が補助金の対象とすることが適当でないとき。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第11条 対象者のうち補助金の交付を受けようとする者は、奨学金返還補助金交付申請書兼実績報告書（別記第7号様式）により、県内居住及び県内就業をした期間が属する年度の翌年度の10月1日から11月末日までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請は、別記第7号様式に次に掲げる書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。
- 一 県内就労を証明できるもの
 - 二 住民票抄本
 - 三 奨学金の返還実績を証明できるもの
 - 四 その他補助金の交付決定のため知事が必要と認めたもの

(補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認め、規則第4条に規定する補助金の交付決定及び規則第12条の額の確定をするときは、奨学金返

還補助金交付決定書兼額確定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査に当たり、申請者が以下の全てを満たしていることを確認した上で交付決定を行うこととする。
 - 一 第6条に規定する対象者の認定を受けていること。
 - 二 補助対象期間内であること。
 - 三 申請年度における奨学金の返還実績があること。
 - 四 県内居住及び県内就業していること。
- 3 知事は、交付決定しない決定をしたときは、奨学金返還補助金不交付決定書（別記第9号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の支払請求）

第13条 前条第1項の通知を受けた対象者が補助金を請求するときは、奨学金返還補助金支払請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（是正のための報告等）

第14条 知事は、第11条第1項に規定する申請書を受理した場合のほか、補助事業の遂行に関し必要と認めるときは、対象者に対し、必要な報告等を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認められるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第15条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- 一 知事に提出する書類の記載事項に虚偽があるとき。
 - 二 補助金の交付決定通知書に記載の条件に違反したとき。
 - 三 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき。
 - 四 その他知事が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項による交付決定の取消しを決定した場合は、その旨を、奨学金返還補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記第11号様式）により交付決定を受けた者に通知する。また、返還を命ずる必要がある場合は、併せて返還を命ずる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	補助金額	補助対象期間の 最大補助金額
大学等の正規の修業期間が1年の大学等を卒業した場合	対象外	対象外
大学等の正規の修業期間（2年以上に限る。）中、財団奨学金を1年間、貸与を受けた場合	年額 5万円	25万円
大学等の正規の修業期間中、財団奨学金を2年間、貸与を受けた場合	年額 10万円	50万円
大学等の正規の修業期間中、財団奨学金を3年間、貸与を受けた場合	年額 15万円	75万円
大学等の正規の修業期間中、財団奨学金を4年間以上、貸与を受けた場合	年額 20万円	100万円